



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.28

地域おこし協力隊の後藤です。

碓冰峠鉄道文化むらをはじめとする横川・坂本地区の活性化に向けて、主にイベントの企画に携わっていましたが、残された任期もあとわずか。あっという間の3年間、本当にたくさんの人にお世話になりました。すべての人に自分が企画したイベントを知っていたらるのは非常に難しいことでしたが、自分にしかできない企画を実現できた経験は、大きな自信につながりました。

今回が最後の活動報告となります、まだまだやりたいこと、やり残したことは山ほどあります。これからも碓冰峠の鉄道施設を安中市の財産として大切にし、発展させていく関係者の姿勢にご理解いただけたらと思います。最後は、修復作業に全力で取り組んだあさま号の写真で終わりにしたいと思います。



- 配偶者が転職したとき
(退職した翌日に再就職したとき)
- 配偶者が退職したとき
3号から1号へ：本人が市役所へ届出

- 配偶者が転職したとき
3号の種別確認：転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届出

STOP! あり運転!!

一定の違反 妨害（あり）運転の対象となる10類型の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

問合せ▼
本行政課行政係
(内線1045)

国民年金からのお知らせ 国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度があります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることができ難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害年金)を受け取ることができない場合があります。

問合せ▼

本行政課行政係
(内線1045)

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を認めないと未納と同じ扱いになります。

令和2年度分の承認期間は、令和2年7月から令和3年6月までです。
50歳未満で、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が

令和2年度分の承認期間は、令和2年4月から令和3年3月までです。
※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、原則として毎年申請が必要です。

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができます（失業などによる理由を除く）。

第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人）は、本人が就職したときだけではなく配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要になります。

- 配偶者が死亡したとき
3号から1号へ：本人が市役所へ届出
- 本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき
3号から1号へ：本人が市役所へ届出
- 配偶者が65歳になったとき
3号から1号へ：本人が市役所へ届出
- 詳しく述べる場合は高崎年金事務所にお問い合わせください。

問合せ▼
高崎年金事務所国保年金課
(内線027-322-4299)